

平成 21 年 12 月 25 日
金融庁

共済事業の規制のあり方に係る検討について

1. 背景

- (1) 共済事業については、平成 17 年の保険業法改正において、
- ① 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても、原則として保険業法の規定を適用する、
 - ② 保険業法上の新たな枠組みとして、一定の規模の範囲内で少額・短期の引受けのみを行う者について「少額短期保険業者」の制度を創設する、等の措置が講じられたところであるが、この改正法の附則には、施行後 5 年以内（23 年 3 月まで）に、状況の変化等を勘案し、改正法に規定する保険業に係る制度について検討を加える旨の規定が設けられている。
- (2) 公益法人については、平成 17 年の保険業法改正において、「当分の間」共済事業を行うことができるといった経過措置が設けられたが、20 年 12 月には、公益法人制度改革三法が施行され、各公益法人は、25 年 11 月までに、新法人（一般社団/財団法人等）に移行することとなり、新法人移行後は、制度共済化等の措置を講じられなければ、共済事業を行うことができないこととなった。

2. 検討の進め方

上記を踏まえ、今般、政務三役を中心として、共済事業に関する規制のあり方を検討することとし、今後半年程度を目途として、以下のような方針で対応する。

- (1) 公益法人等が行う共済事業についての実態調査、及び関係団体・各省庁からのヒアリングを行う。
- (2) 実態調査、ヒアリングの結果等に基づいて、共済事業に関する規制のあり方にについての論点整理をとりまとめ、公表する。
- (3) その後、この論点整理について、関係団体・各省庁等から再度ヒアリングを行ったうえで、具体的対応策をとりまとめる。

以上